

様

《差出人》

東北電力株式会社

TEL  
 FAX

### 系統連系に係る契約のご案内

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
 さて、系統連系技術要件ガイドライン等にもとづき検討した結果を下記のとおりお知らせいたします。  
 つきましては、系統連系および電力売電の受給契約締結に向けた諸準備を進めてくださいますようお願いいたします。

#### 記

技術検討結果		連系可能			
お申込み内容	発電者名義			申込受付年月日	
		※内容に不備なく当社で受付した日			
	受給地点 (発電設備設置場所住所)				
	発電設備の種類				
	連系・受給(売電)開始希望日	※左記の希望日は正式決定ではありませんので、重要事項のとおり当社へご連絡ください。			
	接続契約締結日				
	配線方法			発電設備出力	k W
	最大受電電力	k W		インバータ出力	k W
インバータ型式	No. 1				
	No. 2				
	No. 3				
工事費負担金					
工事費負担金の支払期限日					
外線工事会社				設計書番号	

#### 【重要事項】

- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」)第9条第3項にもとづく認定を受けた場合は、すみやかに認定の通知を当社へご提出願います。
- お客さまのご準備が整いましたら、原則として連系予定日の1週間前までに、別紙「●●発電設備の系統連系開始について」をご提出願います。
- 別紙のご提出をもって当社は特定契約締結に向けた対応を進めることができます。万一、ご提出がない場合は、契約締結に支障をきたしますので、速やかにご提出願います。
- 以下のいずれかに該当することを当社が判断した場合には、本接続契約を解除させていただく場合がございますのでご留意願います。
  - 再エネ特措法第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
  - 特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定(再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます)を取得しない場合
  - 再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当した場合
  - 発電設備の系統連系に伴う工事費負担金を上記に定める支払期限日までに支払わなかった場合
  - 当社が、本発電設備の出力の抑制を行なうために必要な機器の設置、費用の負担およびその他必要な措置を講じていただくことを求めたにもかかわらず、お客さまがそれに応じない場合

以上

(添付資料)

- 発電設備の系統連系開始について …… 別紙